

## 神石高原町土地改良補助金交付事業要綱

事業の種類	条件など	対象者	補助の基準 (補助金額100円未満切捨)	申請に必要な書類等
暗渠排水事業	(田)乾田化を目的として, 1箇所(一連)あたり20m以上の布設 ※業者請負施工に限る	農業者	同一水田へ1回のみ, 吸水渠はφ50mm以上を埋設 900円/m	位置図, 公図又は地形図, 見積書, 申請者と異なる場合所有権者の同意書など
	(畑)湧水処理を目的として, 1箇所(一連)あたり20m以上の布設 ※業者請負施工に限る		同一畑地へ1回のみ, 吸水渠はφ50mm以上を埋設 900円/m	
水田明渠排水事業	(田)乾田化を目的として, 1箇所(一連)あたり20m以上の布設 ※業者請負施工に限る	農業者	同一水田へ1回新規設置のみ, 土水路は水路幅(底幅), 深さ共に300mm以上 500円/m	位置図, 公図又は地形図, 見積書, 申請者と異なる場合所有権者の同意書など
小規模基盤整備事業	(田)面積的条件により国県補助基準に該当せず, 将来的にも採択できない水田で, 1農家あたり10a以上100a以下を対象 (複数の田面高差による) ※業者請負施工に限る ※要農業委員会協議	農業者	事業費の1/2で, 補助限度額10aあたり 畦畔高1m未満 17万円/10a 畦畔高1m以上 20万円/10a	位置図, 公図又は地形図, 見積書など
	(畑)特産作物を栽培するための基盤整備で, 1農家あたり5a以上100a以下を対象 ※業者請負施工に限る ※要農業委員会協議	農業者	事業費の1/2で, 補助限度額10aあたり 12万円/10a	位置図, 公図又は地形図, 見積書, 特産物作付け計画書など ※事前に農業委員会へ農地転用(農業用施設)届出が必要
土地改良事業	補助対象が2戸(関係耕作者)以上で, 事業費10万円以上とし, 舗装の幅員は2m以上とする。 ※業者請負施工に限る	農業者	○補助限度額50万円 【かんがい用排水】事業費の50%以内 【農道改良】幅員3m未満20%, 幅員3m以上30%以内 【農道舗装】アスファルト表層4cm, 路盤7cm以上1,300円/m <sup>2</sup> コンクリート表層7cm, 路盤7cm以上 1,100円/m <sup>2</sup> オーバーレイ舗装厚3cm以上1,000円/m <sup>2</sup> ○補助限度額20万円 【ため池設置】事業費の50%以内	位置図, 公図又は地形図, 見積書, 同意書など

※水田明渠排水事業, 土地改良事業(農道改良, 農道舗装, ため池設置)については平成29年度をもって終了します。

- 採択条件 建設課農林土木係の実施要領に基づくこととし, 3月末日までに工事を完了するもの。
- 申請締切 随時受付を行うが, 当該年度の事業実施分の受付は10月末までとする。なお, 当初予算を上回った場合, すぐに実施できない場合があります。
- 申請受付 建設課農林土木係又は各支所
- 申請書類 「申請書」に, 上記の「申請に必要な書類等」を加えて申請すること。